

# 伊丹市人権・同和教育研究協議会会則

制 定	昭和 45・ 6・ 2	一部改正	昭和 53・5・16
一部改正	昭和 48・ 5・22	一部改正	昭和 55・5・20
一部改正	昭和 50・12・15	一部改正	昭和 59・5・17
一部改正	昭和 51・ 5・18	一部改正	平成 14・5・14
一部改正	昭和 52・5・24		

## 第 1 章 名称および事務局

第1条 この会は、伊丹市人権・同和教育研究協議会(以下「伊同教」という。)と称し事務局を会長の指定する場所に置く。

## 第 2 章 目的および事業

(目的)

第2条 この会は、差別を許さない都市「伊丹」を実現するため人権・同和教育の研究と実践を行う。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 調査研究ならびに資料の収集および刊行に関すること。
- (2) 研究会、講演会等の開催に関すること。
- (3) 関係諸機関および団体との連携に関すること。
- (4) その他、目的達成に必要な事業に関すること。

## 第 3 章 組 織

第4条 この会は、第2条の目的に賛同する各種団体および機関ならびに有志をもって組織する。

## 第 4 章 役 員

(種類)

第5条 この会は、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 会 計 1 人
- (4) 事 務 局 長 1 人
- (5) 監 事 2 人

2 前項に定める者のほか、必要に応じて顧問を置くことができる。  
この場合において顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 会計は会計をつかさどる。
- (4) 事務局長は、会の事務をつかさどる。
- (5) 監事は、会計を監査する。

(選任)

第7条 役員は、総会において選任する。

2 理事は、専門部長、副部長および進路保障部会班長ならびに会長が必要に応じて有志のなかから委嘱した者をもって充てる。

(任期)

第8条 役員の任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 会議

(種類)

第9条 この会の会議は、総会、理事会および役員会とする。

(招集)

第10条 会議は、会長が招集し、議長には会長があたる。ただし、総会の議長は、出席者のなかから選出するものとする。

第11条 会議は、構成員の過半数の出席者がなければ開会することができない。

第12条 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第6章 総会

(総会)

第13条 総会は、この会の最高議決機関である。

2 総会は、役員および代議員をもって構成し、毎年1回会長が招集して開催する。

3 会長が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。

4 代議員の3分の1以上の要求があるときは、臨時総会を開かなければならない。

(代議員)

第14条 代議員は、各種団体および機関から選出した者をもって充てる。

代議員の定数は、別に定める。

2 代議員は、総会において議案審議をするとともに、専門部会のいずれかに所属し部活動を推進する。

(付議すべき事項)

第15条 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則の改廃に関すること。
- (2) 事業の計画および報告の承認に関すること。
- (3) 予算の決定および決算の承認に関すること。

- (4) 役員を選任にすること。
- (5) その他、会長が特に重要であると認めたこと。

## 第 7 章 理 事 会

(構成)

第 16 条 理事会は、総会に次ぐ議決機関であり、会長、副会長、会計、事務局長および専門部長、専門副部長、進路保障部会班長をもって構成する。

(付議すべき事項)

第 17 条 理事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 役員会提案事項の審議、承認にすること。
- (2) 総会提出事項の審議にすること。
- (3) 細則の制定、改正にすること。
- (4) 補欠役員を選任にすること。
- (5) その他、必要な事項。

## 第 8 章 役 員 会

(構成)

第 18 条 役員会は、会長、副会長、会計、事務局長をもって構成する。

(付議すべき事項)

第 19 条 役員会は、本会の企画ならびに執行機関であって、総会および理事会において決定された事項を執行する。

## 第 9 章 専 門 部 会

(構成)

第 20 条 この会に、専門部会を置く。

2 専門部会の、構成ならびに運営については、別に定める。

## 第 10 章 事 務 局

第 21 条 事務局の、構成ならびに運営については、別に定める。

## 第 11 章 会 計

(会計)

第 22 条 この会の会計は、分担金、助成金、その他の収入をもって充てる。

2 会則第 4 条にかかげる団体および機関は、年額 2,000 円の分担金を納入するものとする。

第 23 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日にはじまり翌年 3 月 31 日までとする。

## 第 12 章 そ の 他

(会則の改廃)

第 24 条 会則は、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改廃することができる。

第 25 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、会長が理事会に諮り、別に定める。

付 則

この会則は、昭和 45 年 6 月 2 日から施行する。

## 伊丹市人権・同和教育研究協議会細則

制 定	昭和 45・ 6・ 2	一部改正	昭和 54・1・25
一部改正	昭和 48・12・15	一部改正	昭和 55・5・20
一部改正	昭和 51・ 5・18	一部改正	昭和 60・4・26
一部改正	昭和 51・11・10	一部改正	平成 12・5・16
一部改正	昭和 52・ 5・24	一部改正	平成 14・5・14
一部改正	昭和 53・ 7・13	一部改正	平成 17・5・11

(趣旨)

第 1 条 この細則は、伊丹市人権・同和教育研究協議会会則第 20 条および第 21 条の規定に基づいて、必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)

第 2 条 会則第 20 条に規定する専門部会は、次のとおりとする。

(1) 就学前教育部会

(2) 進路保障部会

1 小学校班

2 中学校班

3 高等学校班

(3) 社会教育部会

(4) P T A 部会

(5) 企業部会

(6) 農業部会

(7) 男女共生部会

(8) 人権教育部会

(9) 広報部会

2 専門部会の構成は、次のとおりとする。

(1) 代議員 若干名

(2) 伊同教の趣旨に賛同する者 若干名

3 部会には、部長、副部長、書記、および運営委員を置き、その運営にあたる。

また、必要に応じ運営委員会を開催し、部会運営について協議する。

第 3 条 各校に伊同教の担当者を置き、その連絡調整にあたる。

(事務局)

第 4 条 会則第 21 条に規定する事務局構成は、次のとおりとする。

事務局長 1 人

事務局次長 1 人

事務局員 若干名

付 則

この細則は、昭和 45 年 6 月 2 日から施行する。